

箕面市訓令第二十号

庁中一般

箕面市マンション管理計画の認定等に関する要綱を次のように定める。

令和四年四月十一日

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市マンション管理計画の認定等に関する要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号。以下「法」という。）に基づくマンションの管理に関する計画の認定等の事務について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 マンション管理適正化指針 法第三条第二項第三号に規定する指針をいう。

二 管理計画 法第五条の三に規定するマンションの管理に関する計画をいう。

三 認定管理者等 法第五条の五に規定する者をいう。

四 認定管理計画 法第五条の八に規定する管理計画をいう。

五 管理計画認定マンション 法第五条の八に規定するマンションをいう。

六 センター 公益財団法人マンション管理センターをいう。

七 適合審査 法第五条の四に規定する認定基準（同条第四号に掲げる認定基準にあつては、マンション管理適正化指針に定める事項に限

る。)に適合している旨を証するためにセンターが行う審査をいう。

(適合審査)

第三条 法第五条の三第一項の規定(法第五条の六第二項の規定により準用する場合を含む。)により認定の申請(以下「認定申請」という。)をしようとする者は、当該認定申請を行う前に、適合審査を受けなければならぬ。

(添付書類)

第四条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十号。以下「規則」という。)第一条の二第一項の計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、センターが発行する事前確認適合証とする。

(申請の取下げ)

第五条 認定申請又は法第五条の七第一項の規定による認定の申請(以下「変更認定申請」という。)を行った者が、当該認定申請又は変更認定申請を取り下げるときは、マンション管理計画の認定申請取下届(様式第一号)を市長に提出するものとする。

(管理の取りやめ)

第六条 認定管理者等が、管理計画認定マンションの管理を取りやめるときは、管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書(様式第二号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

一 規則第一条の六の通知書並びに認定申請を行った際の申請書の副本及びその添付書類

二 法第五条の七第一項の変更の認定(以下「変更認定」という。)を受けた場合にあっては、規則第一条の十一の通知書並びに変更認定申請を行った際の申請書の副本及びその添付書類

(軽微な変更)

第七条 認定管理者等は、規則第一条の九に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届(様式第三号)に認定申請(変更認定を受けた場合にあつては、変更認定申請を含む。)に係る図書のうち当該変更に係るものを添えて市長に提出するものとする。

(報告の徴収の様式)

第八条 法第五条の八の規定により管理計画認定マンションの管理の状況について認定管理者等に報告を求めるときは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に基づく報告を求める旨の通知書(様式第四号)により行うものとする。

2 法第五条の八の規定により認定管理者等が行う管理計画認定マンションの管理の状況の報告は、管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告書(様式第五号)に必要な書類を添えて行うものとする。

(改善命令の様式)

第九条 法第五条の九の規定による改善命令は、認定管理計画に基づく管理に関する改善命令書(様式第六号)により行うものとする。

(認定の取消しの様式)

第十条 法第五条の十第二項の規定による認定の取消しの通知は、認定管理計画の認定取消通知書(様式第七号)により行うものとする。

(委任)

第十一条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。